

産品名	ジャム	HS番号	第2007.99号(HS2002)
協定名	日メキシコ協定	原産地証明手続の種類	認定輸出者による自己申告
条文等	協定第39条のB、第40条 統一規則附属書2-B		
不備の概要	輸入者は、日メキシコ協定の認定輸出者による自己申告制度を利用して、ジャムの輸入申告を行った。 通関審査において、協定第40条の規定により、統一規則附属書2-Bに掲げられた商品は、認定輸出者制度を利用する場合であっても原産地証明書の提出が必要であることを指摘された。		

《留意点》

- ・日メキシコ協定統一規則附属書2-Bに「具体的に記述する産品(Specifically Described Goods)」として定める原産品については、**原産地証明書の提出が必要です。**
- ・**認定輸出者制度を利用した原産地申告の場合(協定第39条のB)であっても、原産地証明書の提出が必要**であることに注意してください。
- ・また、原産地証明書の第6欄(品名欄)には統一規則附属書2-Bの記述のとおり記載が必要(事例2参照)です。

※日メキシコ経済連携協定を利用する際にはこちらの資料をご参照ください。

[「認定輸出者自己証明制度をご利用の皆さまへ\(必ずご確認ください\)」](#)